

平成 27 年第 4 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 27 年 9 月 4 日 (金曜日) 午前 10 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
(議会運営委員長報告・質疑)
- 日程第 3 同意第 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 報告第 20 号 専決処分の報告について〔和解〕
(報告)
- 日程第 5 報告第 21 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 6 報告第 22 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 7 報告第 23 号 専決処分の報告について〔和解〕
(報告)
- 日程第 8 報告第 24 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 9 報告第 26 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
(報告)
- 日程第 10 議案第 73 号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
(提案説明)
- 日程第 11 議案第 74 号 那須塩原市個人番号カードの利用に関する条例の制定について
(提案説明)
- 日程第 12 議案第 75 号 那須塩原市奨学資金の給付に関する条例の制定について
(提案説明)
- 日程第 13 議案第 76 号 那須塩原市奨学生選考委員会条例の制定について
(提案説明)
- 日程第 14 議案第 77 号 那須塩原市個人情報保護条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 15 議案第 78 号 那須塩原市印鑑条例の一部改正について

- (提案説明)
- 日程第16 議案第79号 那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第17 議案第80号 那須塩原市手数料条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第18 議案第81号 那須塩原市奨学資金貸与基金条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第19 議案第82号 那須塩原市水道基金条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第20 議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)
(提案説明)
- 日程第21 議案第65号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
(提案説明)
- 日程第22 議案第66号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
(提案説明)
- 日程第23 議案第67号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第2号)
(提案説明)
- 日程第24 議案第68号 平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
(提案説明)
- 日程第25 議案第69号 平成27年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
(提案説明)
- 日程第26 議案第70号 平成27年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第1号)
(提案説明)
- 日程第27 議案第71号 平成27年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算(第1号)
(提案説明)
- 日程第28 議案第72号 平成27年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第1号)
(提案説明)
- 日程第29 認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第30 認定第2号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第31 認定第3号 平成26年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第32 認定第4号 平成26年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)

- 日程第 3 3 認定第 5 号 平成 2 6 年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 3 4 認定第 6 号 平成 2 6 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 3 5 認定第 7 号 平成 2 6 年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 3 6 認定第 8 号 平成 2 6 年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 3 7 認定第 9 号 平成 2 6 年度那須塩原市水道事業会計決算認定について
(提案説明)
- 日程第 3 8 監査委員の審査結果の報告について
(報告)
- 日程第 3 9 報告第 2 5 号 平成 2 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率について
(報告)
- 日程第 4 0 議案第 8 3 号 財産の取得について
(提案説明)
- 日程第 4 1 議案第 8 4 号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について
(提案説明)
- 日程第 4 2 議案第 8 5 号 平成 2 6 年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
(提案説明)

出席議員（24名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 藤村由美子 | 議員 | 2番 | 星宏子 | 議員 |
| 3番 | 相馬剛 | 議員 | 4番 | 齊藤誠之 | 議員 |
| 5番 | 佐藤一則 | 議員 | 6番 | 鈴木伸彦 | 議員 |
| 7番 | 櫻田貴久 | 議員 | 8番 | 大野恭男 | 議員 |
| 9番 | 伊藤豊美 | 議員 | 10番 | 松田寛人 | 議員 |
| 11番 | 高久好一 | 議員 | 12番 | 鈴木紀 | 議員 |
| 13番 | 磯飛清 | 議員 | 14番 | 眞壁俊郎 | 議員 |
| 15番 | 齋藤寿一 | 議員 | 16番 | 君島一郎 | 議員 |
| 17番 | 吉成伸一 | 議員 | 18番 | 金子哲也 | 議員 |
| 20番 | 山本はるひ | 議員 | 22番 | 玉野宏 | 議員 |
| 23番 | 平山啓子 | 議員 | 24番 | 植木弘行 | 議員 |
| 25番 | 人見菊一 | 議員 | 26番 | 中村芳隆 | 議員 |

欠席議員（2名）

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|------|----|
| 19番 | 若松東征 | 議員 | 21番 | 相馬義一 | 議員 |
|-----|------|----|-----|------|----|

説明のために出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|------------------------|-------|
| 市長 | 阿久津憲二 | 副市長 | 人見寛敏 |
| 教育長 | 大宮司敏夫 | 企画部長 | 片桐計幸 |
| 企画政策課長 | 佐藤章 | 総務部長 | 和久強 |
| 総務課長 | 菊池敏雄 | 財政課長 | 中山雅彦 |
| 生活環境部長 | 渡邊秀樹 | 環境管理課長 | 臼井一之 |
| 保健福祉部長 | 松江孝一郎 | 社会福祉課長 | 菊地富士夫 |
| 子ども未来部 | 藤田恵子 | 子育て支援課長 | 石塚昌章 |
| 産業観光部長 | 藤田輝夫 | 農務畜産課長 | 印南良夫 |
| 建設部長 | 君島勝 | 都市計画課長 | 稲見一美 |
| 上下水道部長 | 八木澤秀 | 水道課長 | 小仁所滋 |
| 教育部長 | 伴内照和 | 教育総務課長 | 小林一恵 |
| 会計管理者 | 大島厚子 | 選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長 | 会田裕司 |
| 代表監査委員 | 大場浩一 | 農業委員会事務局長 | 川嶋勇一 |

西那須野 関谷正徳
支所長

塩原支所長 赤井清宏

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 阿久津 誠

議事課長 大武利幸

課長補佐兼
議事調査係長 増田健造

議事調査係 伊藤 靖

議事調査係 長岡栄治

議事調査係 磯 昭弘

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

議長（中村芳隆議員） おはようございます。

本日招集になりました平成27年第4回那須塩原市議会定例会は、議員各位のご参集をいただき、ここに開会の運びとなりました。

本定例会には、市長提出として39件の議案が提出されることになっており、追加議案も予定されております。また、議会からは4件の提出を予定しております。議員各位には慎重に審議を尽くされ、また、議会運営につきましても特段のご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから、平成27年第4回那須塩原市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24名であります。19番、若松東征議員、21番、相馬義一議員より欠席する旨の届け出があります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（中村芳隆議員） まず初めに、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に

23番 平山啓子 議員

24番 植木弘行 議員

を指名いたします。

市長挨拶

議長（中村芳隆議員） 市長から挨拶があります。
市長。

〔市長 阿久津憲二登壇〕

市長（阿久津憲二） おはようございます。

平成27年第4回那須塩原市議会定例会招集をさせていただきまして、議員の皆様方には何かとお忙しい中ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、去る9月1日が防災の日でございました。また、8月30日からあすの9月5日までは防災週間に当たりまして、期間中、日本全国で防災訓練が実施されております。

本市におきましても、今月27日に南公民館を会場に総合防災訓練を実施いたします。議員の皆様におかれましても、ご協力をお願いしたいと思います。

近年、我が国では、地震や台風、豪雨、津波、火山噴火など、さまざまな自然災害がどこでも起こり得るリスクを抱えながら、発生頻度も、実感として頻度を増しているということを感じていると思います。

那須塩原市も、2011年3月11日発生の東日本大震災という大災害を乗り越えて、ことし誕生10周年を、その節目の年を迎えることができました。これもひとえに市民の皆様一人一人、そして議員各位のたゆまぬ努力のたまものであると考えております。

来月31日には、黒磯文化会館を会場にし、誕生10周年式典をとり行います。ぜひ、多くの皆様とともに祝っていただければと期待をしております。議員の皆様方にも、どうぞよろしくお願ひいたし

ます。

また、今月から来月にかけては、那須野巻狩祭り、西那須野産業文化祭、塩原温泉祭りなどの各行事が、かなり大型のイベント行事が予定されております。こうした行事は、住民同士が支え合い地域の連携を強化していくことに通じておりまして、災害に強いまちづくりに掲げている本市にとって大変重要なことと考えて、相通ずるものがございまして、重要なものと考えております。

これからも地域のきずなを大事にしながら、人々から選ばれるまちづくり、定住促進に向けた取り組みを一層進めてまいりたいと思います。

さて、本日開会となります9月の市議会定例会にご提案を申し上げますのは、人権擁護委員の推薦の人事案件が1件、平成27年度補正予算案件が9件、条例の制定及び一部改正案件が10件、財産の取得に関する案件が1件、一部事務組合理約の変更案件が1件、水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する案件が1件、平成26年度那須塩原市各会計の決算認定案件が9件、専決処分などの報告案件が9件の合わせて39件であります。

内容につきましては、この後提案説明の中で詳細を申し上げますが、行政執行上いずれも重要な案件でございます。よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げ、開会に当たっての挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（中村芳隆議員） 市長の挨拶が終わりました。

会期の決定

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、20番、山本はるひ議員。

〔議会運営委員長 山本はるひ議員登壇〕
議会運営委員長（山本はるひ議員） 皆様、おはようございます。

これより議会運営委員会の報告を申し上げます。本定例会における会期の日程、議案の取り扱い、その他議会運営上必要な事項を協議するため、去る8月28日午前10時より第4委員会室において、委員7名、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、本定例会の会期について申し上げます。

会期につきましては、本日9月4日より9月28日までの25日間といたします。会期内の日程の詳細につきましては、配付された会期日程表のとおりといたします。

本定例会に提出される案件は、市長提出案件として、人事案件1件、補正予算案件9件、条例案件10件、決算認定案件9件、報告案件7件、その他の案件3件の計39件であります。

これらの議案の取り扱いについてであります。同意第4号の人事案件1件につきましては即決扱いといたします。

即決案件1件と報告案件7件を除く31件につきましては、関係常任委員会並びに予算常任委員会、決算審査特別委員会へ付託し、審査を行うことといたします。

付託案件のうち、認定第1号から認定第9号までの平成26年度決算認定案件9件につきましては、先例により決算審査特別委員会を設置し、審査することといたします。

決算審査特別委員会は、議会選出の監査委員を除く議員をもって構成し、その審査方法は分科会

方式といたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長につきましては、議長指名とし、委員長には副議長が、副委員長には3人の常任委員長が当たるものいたします。

次に、追加案件について申し上げます。

市長提出による追加案件が2件予定されております。7月に発生した台風11号により、鳴内地内で発生した農業用水路の破損箇所を修復するための災害復旧事業及び図書購入等を目的とする教育費寄附金を受け入れるための一般会計補正予算案件、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分報告案件が1件、こちらは示談等が整った場合に追加議案として提出される予定であります。以上、2件の議案が提出された場合の取り扱いについては、即決扱いといたします。

次に、議会提出案件について申し上げます。

本定例会に提出される案件は、特別委員会の設置に関する案件が1件と、那須塩原市議会会議規則の一部改正に関する案件が1件、議員の派遣に関する案件が1件、那須地区消防組合議会議員の選挙に関する案件が1件の計4件であります。これらの取り扱いについては、全て即決扱いといたします。

なお、この後述べます請願・陳情の審査結果によりましては、意見書等の提出が予想されます。その場合には追加上程し、即決扱いといたします。

次に、議案に対する質疑と討論について申し上げます。

議案に対する質疑は、先例のとおり取り扱うこととし、回数制限はなく、同一議題につき時間は1人15分以内で行うことといたします。

なお、決算に関する質疑通告書の提出期限は、9月7日木曜日の午後5時といたします。

討論は、先例のとおり取り扱うこととし、同一

議題につき賛成、反対、それぞれ5人まで、時間は1人10分以内といたします。

なお、討論通告書の提出期限は9月17日木曜日の午後5時といたします。

会派代表質問は、先例のとおり取り扱うこととし、通告書に基づき項目ごとに一問一答方式で行うことといたします。質問時間は1会派50分以内、最初の質問から議員質問席で行うことといたします。質問通告会派は3会派であり、日程上、9月7日に行うことといたします。

市政一般質問は、先例のとおり取り扱うこととし、通告書に基づき項目ごとに一問一答方式で行うことといたします。質問時間は1人40分以内、最初の質問から議員質問席で行うことといたします。質問通告者は8名であり、日程上、9月8日と9日に4名ずつ行うことといたします。

次に、請願・陳情等について申し上げます。

新たに受理した陳情が6件、継続審査となっている陳情が1件ございますが、これらは配付された請願・陳情等文書表のとおり、関係常任委員会へ付託し、審査を行うことといたします。

以上が議会運営委員会にける審査の結果であります。議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告といたします。

議長（中村芳隆議員） 報告が終わりました。

ただいまの報告について、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から9月28日までの25日間とし、議案の取り扱い等についても、議会運営委員

長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月28日までの25日間と決しました。

また、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長報告のとおりといたします。

会議規則第36条の規定により、本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたします。

同意第4号の上程、説明、質疑、
討論、採決

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第3、同意第4号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二登壇〕

市長（阿久津憲二） 同意第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料の1ページから3ページに記載されています。

本案につきましては、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、本市における人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

今回、委員13名のうち、3名の委員が平成27年12月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として現在ご活躍をいただいております菊地彰委員、梅田幸枝委員、塚原好明委員の3名を再任の候補者として推薦するものであります。

いずれの方も、地域での人望も厚く、知識、経験ともに豊富で、人権擁護委員としてふさわしい方であります。

よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第4号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

報告第20号～報告第24号の

上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第4、報告第20号 専決処分の報告について〔和解〕から日程第8、報告第24号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕までの5件を一括議題といたしたいと思いますが、

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、報告第20号から報告第24号までの5件を一括議題といたします。

本案について、報告、説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 報告第20号から報告第24号までの5件につきまして、一括してご説明申し上げます。

報告第20号から報告第24号までの5件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したものでありますので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

まず、報告第20号について申し上げます。

議案書は48ページから49ページ、議案資料はございません。

本件は、平成27年4月9日、那須塩原市西富山地区において発生した事故に関し、市側車両の損傷について和解したものであります。

事故の状況につきましては、職員が公務によりごみステーションの確認のため、市道N431号線に市側車両を一時停車し、現地調査をしていたところ、前方から進行してきた相手側車両が接触し、市側車両を損傷させたものであります。

両者協議の結果、相手側100%の過失割合で示談が成立し、相手方が損害額10万6,478円を修理先に支払い、今後、この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第21号について申し上げます。

議案書は50ページから51ページ、議案資料はございません。

本件は、平成27年6月7日、那須塩原市上厚崎地区において発生した事故に関し、損害賠償の額

を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、黒磯運動場野球場補助球場において、稲村公民館が主催するソフトボール大会中、防球ネットを越えて飛んだボールが補助球場駐車スペースに駐車してあった相手側車両に当たり、左側スライドドアを破損したものであります。

車両の損害につきましては、両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から損害額16万3,607円のうち、修理費用8万6,607円を栃木トヨペット株式会社に支払い、代車費用7万7,000円を株式会社カキヌマに支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第22号について申し上げます。

議案書は52ページから53ページ、議案資料はございません。

本件は、平成26年1月15日、那須塩原市湯本塩原ハンターマウンテン塩原スキー場にて、黒磯小学校のスキー教室に参加していた児童が起こした事故によりスキー場利用客を負傷させたことについて、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、学校管理下のスキー教室に参加中の加害児童がスピードをコントロールできなくなり、コース上でとまって休んでいた相手方に背後から衝突し、負傷させたものであります。

衝突事故につきましては、学校の管理下行事で児童が起こしたものであり、指導方法や指導体制によっては防ぐことができた可能性もあることから、学校の設置者である市が損害を負担することが妥当であると考えられ、両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金12万1,112円を支払い、今後この件

に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第23号について申し上げます。

議案書は54ページから55ページ、議案資料はございません。

本件は、平成27年5月11日、那須塩原市三島3丁目地内において発生した事故に関し、市側車両の損傷について和解したものであります。

事故の状況につきましては、市側車両が市道塩原街道線で右折のため一時停車していたところ、相手側車両が市側車両の後続車両に追突し、その後続車両が市側車両に追突したことにより、市側車両を損傷させたものであります。

両者協議の結果、相手側100%の過失割合で示談が成立し、市側車両の損害額27万3,413円を相手方が修理先に支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第24号について申し上げます。

議案書は56ページから57ページ、議案資料はございません。

本件は、平成27年6月27日、那須塩原市青木地内において発生した事故に関し、損傷賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手側車両が県道黒磯田島線を那須方面から黒磯駅方面へ走行していたところ、突然、道の駅「明治の森・黒磯」敷地から木が倒れ、車道を塞いだため回避しようとしたが間に合わず、倒木に衝突し、車両前部バンパー等を破損したものであります。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、損害賠償金76万1,368円のうち修理費用66万7,516円及び代車費用6万8,040円を高木自動車株式会社に支払い、レッカー代2万5,812円を株式会社安心ダイヤルに支払い、今後この件に

関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上5件につきまして、ご報告を申し上げます。議長（中村芳隆議員） 報告、説明が終わりました。

報告第26号の上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第9、報告第26号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題といたします。

本案について、報告、説明を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 報告第26号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてご報告を申し上げます。

議案書59ページ、議案資料はございません。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成しましたので議会に提出するものであります。

点検及び評価の実施に当たっては、客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する大学教授、元小学校校長及び社会教育関係者の3名で構成する点検・評価委員会を設置し、専門的な知見に基づく意見を聴取いたしております。

本報告書は、本市総合計画の基本政策の一つである「豊かな心と文化を育むまちづくり」の中の5つの基本施策に基づき、平成26年度に教育委員会が実施した教育行政に関する基本施策及び主な事務事業の内容や成果等について、点検及び評価を行った結果を報告するものであります。

今後は、この点検及び評価の結果を有効に活用

し、事業の改善、充実を図り、より効果的な教育施策を推進してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、本市の教育行政のより一層の充実、発展のために、今後ともご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 報告、説明が終わりました。

議案第73号～議案第76号の

上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第10、議案第73号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてから日程第13、議案第76号 那須塩原市奨学生選考委員会条例の制定についてまでの4件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号から議案第76号までの4件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二登壇〕

市長（阿久津憲二） 議案第73号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

議案書が11ページから13ページで、議案資料は

ございません。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法第9条が平成28年1月1日に施行されることに伴い、市の同一執行機関内での特定個人情報の実施を行う庁内連携について、同条第2項の規定に基づき条例に規定し、市の所有する特定個人情報ファイルにおいて、個人情報を効率的に検索し及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができるよう、法の趣旨に則した事務の実施を可能とするものであります。

また、番号法第19条第9号の規定に基づき、同一地方公共団体内の他の執行機関である教育委員会の特定個人情報の提供について条例に規定し、同様に事務を実施可能とするため、条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議案第74号 那須塩原市個人番号カードの利用に関する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

議案書14ページから15ページ、議案資料はございません。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法第18条が平成28年1月1日に施行されることに伴い、同条第1号の規定により、市民の利便性の向上に資するものとして、個人番号カードを印鑑登録証明書交付事務に利用することができるよう条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議案第75号 那須塩原市奨学資金の給付に関する条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

議案書は16ページから18ページで、議案資料はございません。

本案につきましては、有能な人材の育成に寄与するため、学業成績が優秀で就学の意欲及び明確な目的意識のある者であって、国内の大学等に入学し、または海外に留学する者に対し奨学資金を給付することについて条例を制定するものであります。

これまで、本市の奨学資金につきましては貸与のみを行っておりましたが、今回新たに国内の大学等に入学する者で、特に優秀でかつ経済的理由により就学が困難な者、及び海外の大学に留学する者で英検準1級以上を取得している者に対し、入学に要する費用の一部を支援するための一時金として20万円の奨学資金を給付しようとするものであります。

今後は、この奨学資金の給付について、将来を担う若者に有効に活用していただくことで、有能な人材の育成に寄与してまいりたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

議案第76号 那須塩原市奨学生選考委員会条例の制定についての提案の説明も行います。

議案書が19ページから20ページ、議案資料は27ページでございます。

本案につきましては、奨学資金の給付または貸与を目的とする者を公平かつ公正に選考するため、地方自治法138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、那須塩原市奨学生選考委員会を条例により設置するものであります。

本選考委員会は、奨学資金の給付または貸与を受ける者の選考に関し、教育委員会からの諮問を受けて必要な事項を調査、審議し、その選考結果を教育委員会に答申するものであります。

なお、本選考委員会の設置に伴い、これまで奨学資金の貸与を受ける者の選考を行っていた那須塩原市奨学資金貸与基金運営委員会は廃止することとし、当該基金運営委員会の委員の報酬の額を定めた那須塩原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例における委員の名称についても、あわせて一部改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

議案第77号～議案第82号の

上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第14、議案第77号 那須塩原市個人情報保護条例の一部改正についてから日程第19、議案第82号 那須塩原市水道基金条例の一部改正についてまでの6件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号から議案第82号までの6件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 議案第77号から議案第82号までの6件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第77号 那須塩原市個人情報保護条例の一部改正について申し上げます。

議案書は21ページから23ページ、議案資料は28ページから33ページになります。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、平成27年10月5日から市民一人一人に対して個人番号が付番される予定であり、個人番号はより高い個人識別機能を持っております。

市が個人番号をその内容に含む特定個人情報を保有することとなることに伴い、これまで以上に厳格な個人情報の管理が求められることになることから、特定個人情報の利用の制限、提供の制限等、特定個人情報の適切な取り扱いを徹底する上で必要な規定を整備する必要が生じたため、市が定める個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、特定個人情報等の必要な用語の定義を追加すること、第9条の2として、保有特定個人情報の利用の制限、第9条の3として、特定個人情報の提供の制限に関する規定を追加すること、第17条第2項、各号に番号法の規定に反して収集された保有特定個人情報の利用停止もしくは消去、または提供の停止に関する規定を追加することなどであります。

次に、議案第78号 那須塩原市印鑑条例の一部改正について申し上げます。

議案書は24ページから25ページ、議案資料は34ページから36ページになります。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が平成27年10月5日から施行されることに伴い、平成28年1月1日から申請者に交付される個人番号カードについて、多目的利用により市民の利便性向上を図るため、同条例の一部を改正するものであります。

現在、住民基本台帳カードの多目的利用として、印鑑登録証の機能を付加した住民基本台帳カード

兼印鑑登録証を交付しておりますが、それと同様に、個人番号カードについても印鑑登録証の機能を付加できることとし、窓口交付及びコンビニ交付のどちらでも対応が可能となる個人番号カード兼印鑑登録証を交付するために必要となる改正を行うものであります。

次に、議案第79号 那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部改正について申し上げます。

議案書は26ページから28ページ、議案資料は37ページになります。

本案につきましては、平成26年の人事院勧告に基づき職員の寒冷地手当の支給について改正を行うために、条例の一部を改正するものであります。改正点は2点ございます。

1点目は、新たな気象データに基づき支給地域の見直しが行われた結果、栃木県内の市町は全て支給地域から除外されることとなったことから、旧塩原町を支給地域として定めております別表を削るものであります。ただし、所在地の気象データが寒冷地手当の支給の対象となる4級地の基準を満たす公署である施設については引き続き支給の対象とすることとし、その公署等については、那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する規則で定めることとしています。

2点目は、寒冷地手当を支給する要件に、職員が居住する区域も同様に寒冷地手当の4級地の基準を満たすことを新たに加えるものであります。

なお、寒冷地手当の見直しによる激変緩和として、3年間の経過措置を実施するものであります。

次に、議案第80号 那須塩原市手数料条例の一部改正について申し上げます。

議案書は29ページから30ページ、議案資料は38ページから46ページになります。

本案につきましては、建築基準法の一部改正に

より、構造計算適合性判定について、建築主事を通さず申請者が構造計算適合性判定機関に直接判定依頼をし、その結果を建築確認申請に添付することとなったことに伴い、構造計算適合性判定手数料を建築確認申請時に徴することがなくなったことから、当条例の一部を改正するものであります。あわせて引用法律の改称及び条項の改正についても、必要な改正を行うものであります。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が平成27年10月5日から施行され、順次市民に個人番号をお知らせする通知カードを交付し、また、平成28年1月からは申請者に対し個人番号を交付する予定であり、これらの交付手数料は、初回に限り国庫補助により無料で対応しますが、再交付については手数料を徴収する必要があることから、同条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、平成27年10月5日施行として通知カードの再交付手数料の規定を追加し、平成28年1月1日施行として、個人番号カードの再交付手数料の規定を追加し、また、同法の施行に伴い住民基本台帳カードの交付が廃止されることから、住民基本台帳カードの交付手数料の規定を削除するものであります。

次に、議案第81号 那須塩原市奨学資金貸与基金条例の一部改正について申し上げます。

議案書は31ページから33ページ、議案資料は47ページから50ページになります。

本案につきましては、奨学資金の貸与に関し、これまで国内の高校や大学等に就学する場合のみを対象としていたものを、新たに海外に留学する者もその対象とするとともに、返還期間を延長するなど必要な見直しを行うことで、より利用しやすいものとなるよう条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第82号 那須塩原市水道基金条例の一部改正について申し上げます。

議案書は34ページ、議案資料は51ページになります。

本案につきましては、那須塩原市西塩地区水道基金を廃止するため、那須塩原市水道基金条例の一部を改正するものであります。

那須塩原市西塩地区水道基金は、旧西塩簡易水道事業給水区域における水道工事に充てるため、平成26年度末に基金の全額を処分いたしました。今後は当該基金への積み立ての予定がないため、廃止するものであります。

以上6件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

議案第64号の上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第20、議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長 阿久津憲二登壇〕

市長（阿久津憲二） 議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書2ページ、議案資料は4ページから11ページです。

今回の補正予算は、平成26年度決算に伴う繰越金の整理のほか、新庁舎整備基金への積み立て、生活道路の舗装修繕にかかわる経費の追加など、喫緊の政策課題に対応するために必要な経費について予算措置を行うものであります。

主な予算の内容は、歳入では、議案資料6ペー

ジ、14款国庫支出金で、子ども・子育て支援制度に伴う国・県の補助制度の変更による歳入の組み替えなどにより2億4,480万5,000円を追加する一方で、同ページの15款県支出金では1億6,324万5,000円を減額するものであります。

また、同ページの18款繰入金では、決算に伴う特別会計からの繰入金が増となる一方で、当初予算に計上した財政調整基金の繰入額6億3,660万円のうち5億円の減と、公共施設等有効活用基金の繰入額1億5,650万円の皆減により、4億7,588万8,000円を減額し、議案資料7ページ、19款繰越金では、決算に伴う前年度繰越金として19億8,111万8,000円を追加し、同ページの21款市債では、防災安全交付金事業などの財源として合併特別債を追加するほか、消防債の一部を財政措置が有利な緊急防災減債事業債に振りかえることなどにより、合わせて6,760万円を追加するものであります。

歳出では、議案資料8ページ、2款総務費で新庁舎整備基金に9億円を積み立てるほか、広域公共交通推進事業で那須地域における生活交通事業及び観光交通事業を把握するため、広域的な公共交通実態調査経費を計上することなどにより、合わせて9億4,936万7,000円を追加し、議案資料9ページ、3款の民生費では、放課後児童クラブ運営費の増のほか、共英小学校及び南小学校放課後児童クラブの建設工事費の増などにより、合わせて1億3,957万5,000円を追加し、議案資料10ページ、8款の土木費では、市民の暮らしに密着した生活道路の舗装、修繕工事、防災安全交付金事業などの増により1億3,890万9,000円を追加するものであります。さらに、歳入と歳出を比較して4億681万1,000円の余剰財源が生じるため、これを予備費に追加するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ16億6,995万

6,000円を追加し、一般会計歳入歳出予算総額を469億6,233万7,000円とするものであります。

また、これら歳入歳出予算補正のほか、広域公共交通実態調査業務にかかわる1件の債務負担行為補正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます、提案説明にかえます。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

議案第65号～議案第71号の

上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第21、議案第65号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第27、議案第71号 平成27年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号から議案第71号までの7件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 議案第65号から議案第71号の7件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第65号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

議案書は3ページ、議案資料は12ページから13ページになります。

今回の補正予算は、平成26年度決算に伴う繰越

金の整理のほか、保険給付費の追加等について必要な予算措置を行うものであります。

歳入では、10款繰越金に決算に伴う前年度繰越金として9億6,790万円を追加いたします。

一方の歳出では、2款保険給付費に一般被保険者療養給付費5億70万7,000円、一般被保険者高額療養費1億2,081万9,000円の合わせて6億2,152万6,000円を追加いたします。

また、7款共同事業拠出金に保険財政共同安定化事業拠出金1億8,101万6,000円を追加いたします。

このほか、11款諸支出金に国庫支出金の前年度精算に伴う返還金1億3,596万8,000円及び繰入金の前年度精算に伴う返還金2,939万円の合わせて1億6,535万8,000円を追加いたします。

これらにより、歳入歳出それぞれ9億6,790万円を追加し、補正後の予算総額を162億1,280万4,000円とするものであります。

次に、議案第66号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

議案書は4ページ、議案資料は14ページから15ページになります。

今回の補正予算は、平成26年度決算に伴う繰越金の整理等による予算措置を行うものであります。

歳入では、3款繰越金に決算に伴う前年度繰越金884万3,000円を追加いたします。

一方、歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金に前年度追加納付金667万5,000円を、3款諸支出金に一般会計繰入金の前年度精算に伴う返還金217万円をそれぞれ追加いたします。

このほか、歳入歳出の調整により、4款予備費を2,000円減額いたします。

これらにより、歳入歳出それぞれ884万3,000円を追加し、補正後の予算総額を9億543万7,000円

とするものであります。

次に、議案第67号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

議案書は5ページ、議案資料は16ページから18ページになります。

今回の補正予算は、平成26年度決算に伴う繰越金の整理のほか、介護支援ボランティアポイント事業に伴う経費等について必要な予算措置を行うものであります。

歳入では、地域支援事業の財源として、3款国庫支出金に75万8,000円を、4款支払基金交付金に84万8,000円を、5款県支出金に38万円を、7款繰入金で一般会計繰入金の地域支援事業繰入金に38万円をそれぞれ追加し、介護保険財政調整基金繰入金では、前年度保険料の余剰分2,216万2,000円を減額し、8款繰越金では、決算に伴う前年度繰越金として1億7,239万5,000円を追加いたします。

一方、歳出では、3款地域支援事業に303万円を、5款基金積立金に1,011万9,000円を、7款諸支出金に平成26年度国県支出金及び一般会計繰入金等の精算に伴う返還金として1億3,945万円をそれぞれ追加いたします。

これらにより、歳入歳出それぞれ1億5,259万9,000円を追加し、補正後の予算総額を78億2,053万5,000円とするものであります。

次に、議案第68号 平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

議案書は6ページ、議案資料は19ページから20ページになります。

今回の補正予算は、平成26年度決算に伴う繰越金の整理等による予算措置を行うものであります。

歳入では、5款繰越金に決算に伴う前年度繰越

金2,128万8,000円を、6款諸収入に産休代替臨時職員雇用による雇用保険料1,000円をそれぞれ追加する一方で、4款繰入金の一般会計繰入金において2,039万5,000円を減額するものであります。

一方の歳出では、1款下水道管理費に産休代替臨時職員賃金として89万4,000円を追加いたします。

これらにより、歳入歳出それぞれ89万4,000円を追加し、補正後の予算総額を29億849万円とするものであります。

また、これらの歳入歳出補正予算のほか、水処理センター等維持管理業務委託に係る1件の債務負担行為補正を行うものであります。

次に、議案第69号 平成27年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

議案書は7ページ、議案資料は21ページになります。

今回の補正予算は、平成26年度決算に伴う繰越金の整理による予算措置を行うものであります。

歳入において、4款繰越金に決算に伴う前年度繰越金380万3,000円を追加する一方、3款繰入金の一般会計繰入金で同額の380万3,000円を減額して調整するもので、予算総額の変更はございません。

次に、議案第70号 平成27年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

議案書は8ページ、議案資料は22ページから23ページになります。

今回の補正予算は、平成26年度決算に伴う繰越金の整理による予算措置を行うものであります。

歳入では、5款繰越金に決算に伴う前年度繰越金1,630万1,000円を追加し、4款繰入金で基金繰入金1,001万4,000円を減額するものであります。

一方、歳出では、1款温泉事業管理費に消費税の納付に必要な公課費43万7,000円及び測量業務委託料50万円を合わせて93万7,000円を追加し、3款予備費に680万7,000円を追加いたします。

これらにより、歳入歳出それぞれ774万4,000円を追加し、補正後の予算総額を6,684万4,000円とするものであります。

次に、議案第71号 平成27年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

議案書は9ページ、議案資料は24ページから25ページになります。

今回の補正予算は、平成26年度決算に伴う繰越金の整理等による予算措置を行うものであります。

歳入では、3款繰越金に決算に伴う前年度繰越金130万1,000円を追加し、2款繰入金で一般会計からの繰入金86万1,000円を減額するものであります。

歳出では、1款墓地事業費で一般会計への繰出金に44万円を追加いたします。

これらにより、歳入歳出予算それぞれ44万円を追加し、補正後の予算総額を327万6,000円とするものであります。

以上7件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

議案第72号の上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第28、議案第72号 平成27年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二登壇〕

市長（阿久津憲二） 議案第72号 平成27年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）について提案の説明を申し上げます。

議案書10ページ、議案資料は26ページです。

今回の補正予算は、資本的収入において、第4項補償金で市道埼玉鳥野目線道路改良工事に伴う鳥野目浄水場緊急遮断弁移設工事に対する移設補償金4,890万4,000円を追加し、補正後の予定額を1億3,180万4,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号の上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第29、認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二登壇〕

市長（阿久津憲二） 認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について提案のご説明を申し上げます。

議案書39ページ、議案資料は55ページから95ページであります。

平成26年度の一般会計決算額は、歳入は526億1,924万6,177円、歳出は498億9,451万3,022円です。歳入歳出の差引額は、形式収支で27億2,473万3,155円の黒字、また、翌年度へ繰り越すべき財源2億4,361万4,800円を差し引いた実質収支においても、24億8,111万8,355円の黒字であります。

この決算額について、平成25年度と比較してみますと、歳入では24億3,504万3,395円の増額、また、歳出では24億6,045万4,621円の増額となっております。

主な項目について比較してみますと、歳入では、議案資料57ページ、1款市税で個人市民税が増となったものの、法人市民税の減などにより9,727万4,247円の減額、議案資料58ページ、6款地方消費税交付金では、地方消費税の引き上げにより2億4,449万5,000円の増額、議案資料59ページ、10款地方交付税では、震災復興分特別交付税の増額により19億758万7,000円の増額、議案資料64ページでは、14款国庫支出金では臨時福祉給付金給付事業補助金や子育て世帯臨時特例給付金旧事業補助金が皆増となったものの、地域の元気臨時交付金の減額や防災安全交付金の減などにより1億351万8,778円の減額となりました。

議案資料71ページ、18款繰入金では、地域の元気臨時交付金基金繰入金の皆増などにより3億806万7,789円の増額、同ページ、19款繰越金では3億4,897万7,236円の増額、議案資料72ページ、20款諸収入では、放射能低減対策特別緊急事業費補助金の国庫支出金過年度収入の減などにより3億8,465万1,085円の減額、議案資料77ページ、21款市債では、社会資本整備総合交付金事業にかかわる起債が減となったものの、小学校耐震改修事

業費にかかわる起債の増などにより2億5,120万円の増額となりました。

歳出では、議案資料79ページ、2款総務費で、新庁舎整備基金管理費や財政調整基金管理費の増などにより13億5,731万5,926円の増額、議案資料82ページ、3款民生費で、子ども未来基金管理費の皆増や認可保育園建設事業の増などにより23億9,967万3,762円の増額、議案資料85ページ、4款衛生費では、放射能対策事業の減などにより6億9,479万1,217円の減額、議案資料86ページ、5款労働費では、緊急雇用創出事業の減などにより1億1,514万1,326円の減額、議案資料87ページ、6款農林水産費では、畜産担い手育成総合整備事業の減などにより1億2,708万8,086円の減額、議案資料89ページ、8款土木費では、社会資本整備総合交付金事業の減などにより9億4,068万3,511円の減額、議案資料91ページ、9款消防費では、大田原地区広域消防組合負担金の減などにより1億2,824万6,886円の減額、同ページの10款教育費では、青木サッカー場整備事業が減となったものの、小学校耐震改修事業の増などにより8億7,199万5,565円が増額、議案資料95ページ、12款公債費では、元金及び利子の減により1億3,166万921円の減額となりました。

これら決算の詳細につきましては、お手元に配付してございます議案資料及び市政報告書のとおりであります。

これらを精査の上、ご認定いただきますようお願いを申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

認定第2号～認定第8号の上程、
説明

議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第30、認定第2号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第36、認定第8号 平成26年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第8号までの7件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 認定第2号から第8号までの7件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、認定第2号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

議案書は40ページ、議案資料は96ページから104ページになります。

初めに、事業の概要について申し上げます。

平成26年度的那須塩原市国民健康保険の加入世帯数の平均は1万9,804世帯、被保険者数の平均は3万5,996人で、本市の世帯及び人口に対して占める割合は、世帯数では41.9%、被保険者数では30.4%となっております。

次に、経理状況について申し上げます。

歳入につきましては、総額は143億6,054万4,745円で、主なものといたしましては、1款国民健康保険税の35億470万9,777円で、全体の24.4%を占めております。

その他の収入といたしまして、3款国庫支出金は33億6,627万11円で23.4%、5款前期高齢者交付金は23億5,611万8,242円で16.4%、7款共同事

業交付金は14億683万5,170円で9.8%となっております。

次に、歳出といたしましては、総額132億9,264万3,896円で、そのうち2款保険給付費が84億9,425万501円で、全体の63.9%を占めております。

その他の歳出といたしまして、3款後期高齢者支援金等は19億957万3,803円で14.4%、6款介護納付金は9億195万8,171円で6.8%となっております。

なお、歳入歳出差引額10億6,790万849円は翌年度に繰り越しいたします。

次に、認定第3号 平成26年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

議案書は41ページ、議案資料は105ページから107ページになります。

初めに、事業概要について申し上げます。

後期高齢者医療制度の運営は、栃木県後期高齢者医療広域連合が行っており、市は後期高齢者医療制度に加入する被保険者が納める保険料を徴収し、後期高齢者医療広域連合納付金として広域連合に納めております。

平成26年度末の被保険者数は1万2,461人で、平成25年度末と比べ397人の増となっております。

次に、経理の状況について申し上げます。

歳入総額は9億196万4,654円となり、その主なものは、1款後期高齢者医療保険料の6億8,212万6,697円で全体の75.6%を占めております。

また、歳出総額は8億9,312万450円で、その主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金の8億7,126万2,631円で、全体の97.6%を占めております。

なお、歳入歳出差引額884万4,204円は、翌年度に繰り越しいたします。

次に、認定第4号 平成26年度那須塩原市介護

保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

議案書は42ページ、議案資料は108ページから114ページになります。

初めに、事業概要について申し上げます。

平成26年度は、第5期那須塩原市高齢者福祉計画の最終年度に当たり、計画の着実な実現を図るとともに、円滑で適正な保険事業の運営に努めてまいりました。

平成26年度末現在の要介護認定者数は4,260人でありました。うち、介護サービス利用者数は在宅で2,655人、地域密着型サービスで505人、施設入所で566人の合計3,726人で、要介護認定者のサービス利用率は87.5%となっております。

次に、経理の状況について申し上げます。

歳入の総額は68億85万6,075円で、このうち第1号被保険者の介護保険料は14億2,716万410円で、収納率は95.63%となっております。

また、歳出総額は65億7,845万9,372円で、このうち2款保険給付費が61億9,081万8,611円で、全体の94.1%を占めております。

この内訳として、それぞれの給付額とその構成比を申し上げますと、介護サービス等諸費が54億1,789万4,107円で87.5%、介護予防サービス等諸費が4億323万3,266円で6.5%、その他高額介護サービス等費などの費用が3億6,969万1,238円で6.0%となっております。

主な介護サービスの種別では、居宅介護サービス給付費が23億3,185万5,930円で37.7%、地域密着型介護サービス給付費が10億6,428万9,197円で17.2%、施設介護サービス給付費が17億4,169万506円で28.1%となっております。

なお、歳入歳出差引額2億2,239万6,703円は、翌年度へ繰り越しいたします。

次に、認定第5号 平成26年度那須塩原市下水

道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

議案書は43ページ、議案資料は115ページから118ページになります。

下水道の整備につきましては、汚水管渠で公共下水道第9幹線枝線工事を初めとして、5,148.5mの整備を行いました。下水道の普及状況につきましては、平成26年度末の供用開始区域内人口6万4,303人に対し、水洗化人口は5万7,025人で、水洗化率は88.7%となっております。また、行政人口11万8,351人に対する普及率は54.3%となっております。

次に、経理の状況につきましては、歳入総額31億1,075万6,925円、歳出総額30億7,876万1,054円で、決算規模は歳入で12.0%、歳出で11.8%とそれぞれ前年度と比較して減額となりました。

歳入につきましては、2款使用料及び手数料、3款国庫支出金、5款繰越金、6款諸収入が増額となった一方で、1款分担金及び負担金、4款繰入金は減額となっており、7款市債では前年度3億7,930万円減の借り入れとなり、総額で4億2,539万8,570円の減額となりました。

歳出につきましては、2款下水道建設費、3款流域下水道費において増額となった一方で、1款下水道管理費、4款公債費において減額となっており、総額で4億1,065万8,228円の減額となりました。

この結果、歳入歳出差引額は3,199万5,871円となり、翌年度に繰り越すべき財源の570万7,000円を除いた実質収支額2,628万8,871円につきましては翌年度に繰り越しいたします。

次に、認定第6号 平成26年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

議案書は44ページ、議案資料は119ページから

121ページになります。

農業集落の生活環境の改善及び農業用水の水質保全を目的とした農業集落排水事業は、南赤田地区と東部地区で実施しており、両地区とも整備が終了して供用を開始しております。

平成26年度末の加入戸数は、南赤田地区が12戸増の428戸、東部地区が14戸増の460戸で、合わせて888戸となっており、水洗化率は、南赤田地区が93.2%、東部地区が79.1%となっております。

経理の状況につきましては、歳入総額は1億379万116円、歳出総額は9,978万6,138円で、決算規模は歳入で13.6%減、歳出で15.2%減となりました。

歳入につきましては、前年度に比べて2款使用料及び手数料、3款繰入金が増額となった一方で、1款分担金及び負担金、4款繰越金及び5款諸収入が減額となっており、総額で1,630万6,471円の減額となりました。

また、歳出につきましては、1款管理費において増額となった一方で、2款公債費において減額となっており、総額で1,787万5,590円の減額となりました。

なお、歳入歳出差引額400万3,978円は、翌年度に繰り越しいたします。

次に、認定第7号 平成26年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

議案書は45ページ、議案資料は122ページから124ページになります。

初めに、事業の概要であります。那須塩原市における温泉事業については、温泉資源の保護及び効率的な給湯を目的に、塩原地区において市営温泉事業及び上・中塩原温泉管理事業を運営しており、平成26年度は、市営温泉事業として8カ所の源泉から21件に給湯しております。また、上・

中塩原温泉管理事業では、3カ所の源泉から188件に給湯しております。

次に、経理の状況について申し上げます。

平成26年度の決算状況は、歳入総額は6,076万7,461円、歳出総額は4,446万5,260円で、決算規模は歳入で15.9%、歳出で27.3%とそれぞれ前年度と比較して減となりました。

歳入の主な内訳は、2款事業収入で温泉使用料4,962万9,273円で、また、5款繰越金では1,108万5,847円となっております。

一方、歳出は、1款温泉事業管理費として施設維持管理等で4,074万5,715円、さらに2款公債費において371万9,545円となっております。

なお、歳入歳出差引額1,630万2,201円は翌年度に繰り越しいたします。

次に、認定第8号 平成26年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

議案書は46ページ、議案資料は125ページから126ページになります。

墓地事業につきましては、赤田霊園墓地、塩原温泉さくら公園墓地ともに適正な管理運営に努めてまいりました。

経理の状況につきましては、歳入総額が500万2,918円で、歳出総額が369万9,570円となっております。

歳入の主な内訳は、1款墓地事業収入は墓地使用料及び管理料が257万1,610円で、平成25年度と比較して32.9%減となります。これは、平成25年度に赤田霊園墓地の追加貸与による墓地使用料の収入があったものの、平成26年度は追加貸与がなかったためであります。

3款繰越金は243万1,308円で、平成25年度と比較して34.4%増となっております。これは先ほど申し上げましたとおり、前年度の墓地事業収入が

多かったことによるものであります。

歳出につきましては、1款墓地事業費は369万9,570円で、平成25年度と比較して15.3%増となります。これは一般会計への繰出金が増加したことによるものであります。

なお、歳入歳出差引額130万3,348円は翌年度に繰り越しいたします。

以上7件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

認定第9号の上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第37、認定第9号 平成26年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二登壇〕

市長（阿久津憲二） 認定第9号 平成26年度那須塩原市水道事業会計決算認定について提案の説明を申し上げます。

議案書47ページ、議案資料は127ページです。

本市水道の平成26年度末における普及状況は、給水区域内人口11万6,874人に対し、給水人口は11万5,029人で普及率は98.42%となっております。

また、年間有収水量につきましては、前年度に比べ20万5,500^m減の1,277万5,669^mになりました。

建設改良事業の主なものは、老朽管更新事業として配水管布設替工事を1万6,456.2m、舗装本復旧工事を3万2^m行いました。

配水管整備事業として配水管布設替工事を3,734.9m、舗装本復旧工事を9,956^m行いました。

経理の状況につきましては、収益的収支において、水道事業収益が前年度比 5 億7,861万2,533円の増、29億8,240万4,450円、水道事業費用が前年度比3,386万8,216円増の22億7,340万3,877円となり、収益から費用を引いた当年度純利益は 7 億900万573円となりました。これに、その他未処分利益剰余金変動額39億6,870万8,651円を加えた46億7,770万9,224円が未処分利益剰余金となります。

未処分利益剰余金につきましては、純利益相当額 7 億900万573円を建設改良積立金として積み立て、残り39億6,870万8,651円を資本金へ組み入れるものであります。

また、資本的収支において、資本的収入が前年度比 3 億8,610万1,822円減の 4 億9,105万1,066円、資本的支出が前年度比2,248万3,459円増の18億3,357万3,186円となりました。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額13億4,252万2,120円は、減債積立金、建設改良積立金及び過年度損益勘定留保資金などにより補填いたしました。

よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。
議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

監査委員の審査結果の報告について

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第38、監査委員の審査結果の報告についてを議題といたします。

認定第 1 号から認定第 9 号までの決算につきましては、平成26年度那須塩原市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書及び平成26年度那須塩原市水道事業会計決算審査意見書並びに平成26年度那須塩原市健全化判断比

率及び資金不足比率審査意見書が監査委員から提出されております。

代表監査委員は登壇の上、審査結果の報告を願います。

大場浩一代表監査委員。

〔代表監査委員 大場浩一登壇〕

代表監査委員（大場浩一） それでは、平成26年度那須塩原市一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査の意見、那須塩原市水道事業会計決算審査の意見、那須塩原市健全化判断比率及び資金不足比率審査の意見につきましてご報告を申し上げます。

初めに、平成26年度那須塩原市一般会計及び特別会計並びに那須塩原市水道事業会計について申し上げます。

地方自治法第233条第 2 項及び地方公営企業法第30条第 2 項に基づきまして、市長から審査に付されました平成26年度決算並びに附属書類につきまして、議会選出の植木弘行監査委員とともに、7月23日から8月19日までの期間、審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、決算書及びその他関係書類等に誤りがないか、事務事業がその目的に沿って行われているか、予算の執行が適正かつ効率的、効果的に行われたかなどの点に主眼を置き、実施いたしました。

その結果、各会計調書につきましては、計数等に誤りはなく、事務事業の内容もおおむね妥当なものと認められました。一般会計及び特別会計決算の審査結果につきましては、お手元に提出してあります審査意見書のとおりであります、その内容につきまして若干述べさせていただきます。

一般会計は、歳入決算額526億1,924万6,177円、歳出決算額498億9,451万3,022円、歳入歳出差引額27億2,473万3,155円となり、翌年度へ繰り越す

べき財源 2 億 4,361 万 4,800 円を差し引いた実質収支額は、24 億 8,111 万 8,355 円となっております。

一方、特別会計は、全体で歳入決算額 253 億 4,368 万 2,894 円、歳出決算額 239 億 9,093 万 5,740 円、歳入歳出差引額 13 億 5,274 万 7,154 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源 570 万 7,000 円を差し引いた実質収支額は、13 億 4,704 万 154 円となっております。

市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料全体の収入額は 247 億 673 万 3,433 円で、前年度の収入額 249 億 1,245 万 1,220 円と比較すると、2 億 571 万 7,787 円の減収となっております。

減収となった理由は、法人市民税で 1 億 6,440 万 2,628 円、国民健康保険税で 1 億 9,805 万 9,485 円の減となったことが大きく影響しております。

一方、全体の収納率につきましては 86.45% となり、前年度より 0.82 ポイント上昇しました。今後も収納率のさらなる向上を目指し、特に滞納繰越分の収納対策に力を入れ、収納未済額を少しでも減らす努力をお願いしたいと思います。

なお、市では本年 1 月に、公債権と私債権等を明確に区分した全庁統一的な債権管理を行うことを目的に、那須塩原市債権管理マニュアルが策定されました。今後は、このマニュアルを基準に、使用料や負担金などの歳入科目においても催告や徴収の手続の詳細を定め、適切な収納対策を行うとともに、特に支払い能力があるにもかかわらず納入をしない悪質滞納者に対しては、公正、公平を期するためにも断固とした措置をとるよう、重ねてお願いをいたします。

次に、財政指標を見ますと、標準的な行政活動を行うために必要な財源をどの程度調達できるかを示す財政力指数の過去 3 年間の平均値は 0.820 で、前年度のそれと比べると 0.013 ポイントとわ

ずかながら上昇しました。その主な理由は、平成 26 年度は市税の減少があったものの、地方消費税交付金などの増加により基準財政収入額が増加し、単年度の財政力指数が平成 23 年度の単年度指数を上回ったことによるものです。

その一方で、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は 95.8% となり、前年度と比較すると 2.9 ポイント上昇し、財政構造の弾力性はさらに硬直化しました。その主な理由は、平成 26 年度は公債費の減少があったものの、市税収入が減少したことに加え、人件費及び扶助費の増加などにより経常経費充当一般財源が増加したことによるものです。

今後におきましても、少子高齢化社会の進展に伴う社会保障費の増加や、人口減少社会の到来による税収の減少など本市を取り巻く環境に大きな変化が見込まれる中、より一層健全な財政運営を堅持し、変革の時代に柔軟に対応できる行政運営の維持に向けて、さらなる努力をお願いしたいと考えております。

次に、水道事業会計について申し上げます。

審査に当たりましては、決算書その他関係書類等に誤りがないか、また、経済性の発揮及び公益性の観点から、事業経営が適切に行われていたかなどの点に主眼を置き、実施をいたしました。

審査の結果につきましては、お手元に提出してあります審査意見書のとおりであります。その内容につきまして若干述べさせていただきます。

平成 26 年度の水道事業においては、安心・安全な水道水の安定供給を継続するため、老朽管の更新及び配水管の布設工事やアセットマネジメント計画策定等の業務が実施されました。加えて、放射能分析業務委託により、原水及び水道水の放射能物質の測定についても継続的に実施されました。

まず、営業成績について見ますと、事業総収益

29億8,240万4,450円に対し、総費用は22億7,340万3,877円で、純利益は7億900万573円となり、前年度の純利益と比較しますと331.6%の大幅な増となっています。この主な理由は、総有収水量の減により給水収益が減となったものの、会計制度の改正により営業外収益である長期前受金戻入及び特別利益である引当金戻入益が増大したものであります。純利益の大幅な増加は、制度の移行に伴う一過性のものであると言えます。

なお、営業収益と営業費用の差額は2億5,980万9,874円で、前年度の数値と比較しますと6,242万482円の減となっていることから、給水収益の減少と減価償却費の増加による影響が徐々に生じてきていることがうかがえる結果となっています。

また、事業実績につきましては、普及率は98.42%で、前年度に比較して0.01ポイントとわずかながら上昇しました。しかし、その一方で有収率は77.72%となり、前年度に比較して1.87ポイント低下しました。老朽管更新工事を計画的に進めているにもかかわらず、有収率が低下していることは憂慮すべき事態であり、早急にその原因の分析と適切な方策を実施していただきたいと思えます。

今後も、引き続き財政状況を考慮しながら計画的な老朽管の更新を推進し、有収率を回復するとともに、それをさらに向上させるため努力されまことを心から期待いたします。

なお、水道料金の徴収につきましては、収納率95.49%で、前年度に比較して0.23ポイント上昇しており、収納率は年々向上しております。

今後は、老朽管更新工事等による減価償却費の増加や、人口減少により給水収益の低下が懸念されるところでありますので、経営の合理化や効率化等によって経費の節減を図るとともに、安心・安全で安定的な水の供給に一層の創意工夫と努力

を重ね、健全経営を維持できる体制の確保に努力されますようお願いいたします。

続きまして、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況の審査について申し上げます。

審査に当たりましては、各基金が設置目的に沿って運用されているか、また、計数等に誤りはないかなどの点に主眼を置き、実施いたしました。

その結果、各基金とも、それぞれ設置目的に沿って運用されており、計数的にも適正であると認められました。

今後におきましても、設置された基金の適正な管理を実施されまるとともに、設置目的に沿った有効な運用方針を具体的に定め、真に市民に有益な活用が図られるようご留意をお願いいたします。

次に、那須塩原市健全化判断比率及び資金不足比率審査について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、市長から提出されました健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行ったものであります。

審査に当たりましては、法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか、財政指標の算出の基礎となる書類が適正に作成されているかなどの点に主眼を置き、実施いたしました。

財政指標は、決算書に基づき算定されるものであり、平成26年度決算等の計数が適正であると認められ、それに基づき算出されました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標及び資金不足比率は、国が示す基準の数値内であり、健全な財政運営がなされていることを確認いたしました。

最後になりますが、昨今の我が国の経済は、バブル崩壊以降、リーマンショックによるアメリカ

の金融破綻の影響や、大震災、原油価格の高騰、急激な円高など数々の困難に直面して、長い間景気の低迷が続いておりました。そのような中、政府による大胆な金融政策などを柱とした経済政策が打ち出され、内需を中心に回復しつつあるとされています。

個人消費においても、昨年4月の消費税増税後の落ち込みから、総じて回復傾向になっていると言われてはいますが、地方においては、景気回復の実感が乏しい一面もあることに加え、人口減少や超高齢化社会の到来など先行きの不安を拭き切れない状況であることも確かです。

そのような状況を踏まえまして、今後の行政運営に当たっては、財政構造の健全化と徹底した事務事業の見直しにより、一層、効率的、効果的な運営の推進を図り、行政水準の向上と住民福祉の増進がますます図られることを要望いたします。

また、議員の皆様におかれましても、執行部と両輪となり、お互いが知恵を出し合いながら、一丸となって市民社会の安全・安心に一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、合併10周年を迎えた那須塩原市のさらなる飛躍と発展をご祈念申し上げますとともに、皆様のご活躍とご健闘を心からご期待申し上げます、平成26年度決算資料の報告とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 報告が終わりました。

報告第25号の上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第39、報告第25号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

本案について、報告、説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 報告第25号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告を申し上げます。

議案書は58ページ、議案資料はございません。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものであります。

平成26年度決算におきましては、全ての会計について赤字または資金不足を生じていないことから、4つの健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については該当いたしません。

実質公債費比率は7.0%で、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っております。

将来負担比率については、将来負担額よりも基金などの特定財源のほうが多いため、該当いたしません。

次に、公営企業会計に係る資金不足比率については、先ほど申し上げましたとおり、水道事業会計ほか3つの特別会計とも資金不足を生じていないため、該当なしとなっております。

以上、ご報告申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 報告、説明が終わりました。

議案第83号及び議案第84号

の上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第40、議案第83号 財産の取得について及び日程第41、議案第84号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木

県市町村総合事務組合規約の変更についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第83号及び議案第84号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 議案第83号及び議案第84号の2件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第83号 財産の取得について申し上げます。

議案書は35ページ、議案資料は52ページになります。

本案は、道路維持作業車の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回取得を予定している道路維持作業車は、塩原地区内で稼働している除雪用のホイールローダー1台が平成3年1月の登録から24年が経過し、老朽化による故障が多発していることから更新するものであります。

なお、車両の購入につきましては、指名競争入札を行った結果、コマツ栃木株式会社那須支社が3,013万2,000円で落札いたしましたので、契約を締結するものであります。

次に、議案第84号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について申し上げます。

議案書は36ページから37ページ、議案資料は53ページから54ページになります。

本案は、本市を初めとする地方公共団体で組織

する栃木県市町村総合事務組合について、平成27年9月30日をもって大田原地区広域消防組合及び黒磯那須消防組合が解散し、同年10月1日から新たに那須地区消防組合が設立されることに伴い、その組織団体の数を減少し、同組合規約を変更することに関し協議することについて、地方自治法第290条の規定により議案を提出するものであります。

以上2件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

議案第85号の上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第42、議案第85号 平成26年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二登壇〕

市長（阿久津憲二） 議案第85号 平成26年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての提案の説明を申し上げます。

議案書が38ページで、議案資料はございません。

平成26年度那須塩原市水道事業会計の決算におきまして、収益的収支において、水道事業収益が前年度比5億7,861万2,533円増の29億8,240万4,450円、水道事業費用が前年度比3,386万8,216円増の22億7,340万3,877円となり、収益から費用を引いた当年度純利益は7億900万573円となります。これに地方公営企業法の改正に伴い、みなし償却制度の廃止による移行措置である過年度分長期前受金戻入額及び当年度資本的収支不足額の補填財源として取り崩した積立金からなるその他未

処分利益剰余金変動額39億6,870万8,651円を加えた46億7,770万9,224円が未処分利益剰余金となります。この未処分利益剰余金につきましては、純利益相当額7億900万573円を建設改良積立金に積み立て、残り39億6,870万8,651円を資本金へ組み入れるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただくようお願いを申し上げます、提案を終わります。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

散会の宣告

議長（中村芳隆議員） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時08分